

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	定例庁議	
開 催 日 時	令和2年1月21日	午後1時28分から 午後1時50分まで
開 催 場 所	朝霞市役所 別館3階 市長公室	
出 席 者	<p>富岡市長、關野副市長、三好教育長、神田市長公室長、村山危機管理監、上野総務部長、宮村市民環境部長、三田福祉部長、麦田こども・健康部長、小酒井都市建設部長、田中会計管理者、木村上下水道部長、木村議会事務局長、二見学校教育部長、猪股生涯学習部次長兼図書館長、渡辺選挙管理委員会事務局長 （担当課）</p> <p>石井環境推進課長、細沼同課長補佐、真中同課専門員兼環境対策係長、荒井同課同係主査 （事務局）</p> <p>稲葉市長公室次長兼秘書課長、永里政策企画課長、新井同課長補佐、江原同課政策企画係主事</p>	
会 議 内 容	1 朝霞市土砂等の堆積の規制に関する条例（案）	
会 議 資 料	<p>朝霞市土砂等の堆積の規制に関する条例（案）の概要</p> <p>朝霞市土砂等の堆積の規制に関する条例（案）</p> <p>土砂等の堆積の規制に関する条例・要綱の制定状況一覧</p> <p>朝霞市土砂等の堆積の規制に関する条例施行規則（案）</p>	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁		
そ の 他 の 必 要 事 項		

【議題】

1 朝霞市土砂等の堆積の規制に関する条例（案）

【説明】

（担当課：石井環境推進課長）

朝霞市土砂等の堆積の規制に関する条例（案）について、説明する。

初めに、条例制定の理由だが、土砂等の堆積については、平成13年に岩槻市で発生した崩落事故を契機として、埼玉県が平成14年に条例を制定し、規制をしている。

県条例では、土砂等を堆積している面積が3,000㎡以上の場所を規制対象としており、本市では1事業所が該当している。しかしながら、それ以外の市内における土砂等の堆積については、規制がされていないので、現在までに大規模な事故等は発生していないが、土砂等の堆積に係る土砂等の流出や崩壊などの災害の発生を防止する必要性が生じている。

また、県内では、40市中33市が土砂等の堆積を規制する条例を制定し、近隣市である新座市、和光市も条例を制定していることから、条例を制定していない本市に残土置き場等の施設が集中してしまう可能性も考えられる。

以上のことから、無秩序な土砂等のたい積を防止することにより、市民生活の安全の確保と生活環境の保全を図ることを目的とし、土砂等の堆積を規制する条例を新たに制定するものである。

続いて、条例案の概要であるが、第6条において、埼玉県土砂の排出、堆積等の規制に関する条例の対象外である、500㎡以上、3,000㎡未満の土砂等の堆積を本条例の規制対象として、土砂等の堆積を行う場合には、市長の許可制とする。

なお、規制の対象面積を500㎡以上とした理由であるが、県に届出が必要な粉じん発生施設については、埼玉県生活環境保全条例において500㎡以上の施設が対象となっているため、当該基準に合わせることで、県と連携して指導等が可能となること、また、条例を制定している県内33市中、29市が500㎡以上としており、近隣市についても同様であることから、500㎡以上とした。

続いて、第8条であるが、許可の基準等として、堆積する土砂等の高さやのり面の勾配、排水施設等を許可基準としている。なお、具体的な基準については、規則で定めることとし、土砂等の高さを2メートル以内、のり面の勾配は、垂直1メートルに対する水平距離が2メートルの勾配以下であること、排水施設については、雨水その他の地表水を排除するために必要な排水施設が設置されていることなどを規定している。

次に、第15条であるが、土砂等の堆積の状況を把握するため、許可事業者に対し、定期報告として、3か月ごとに堆積に係る土地の面積や搬入した土砂等の採取場所、採取場所ごとの数量などの提出を求めている。

続いて、第16条では、汚染された土砂等の堆積を禁止している。汚染された土砂等とは、土壌汚染対策法第2条第1項に規定されているカドミウム及びその化合物など2

6種類の特定有害物質と、ダイオキシン類対策特別措置法第2条第1項に規定されているポリ塩化ジベンゾフランなど3種類の物質が基準値を超えて土壤に含まれている状態である。

次に、第17条では、堆積に係る土地の汚染調査を規定している。許可事業者は、堆積を行う土砂等について、汚染の状況の調査を行い、市長に届け出ることとしている。

汚染調査の頻度や調査物質については、規則で定めており、900㎡以上の堆積では6か月ごとに、500㎡以上900㎡未満では堆積が完了したときに、調査を実施することとしている。

調査する物質であるが、先ほど説明した土壤汚染対策法で規定している26種類の特定有害物質のうち、カドミウムや六価クロムなど、9種類の重金属類が対象である。

26種類中9種類に限定した理由であるが、本市の土砂等の堆積の形態が、主に残土置き場を想定しており、残土置き場では、土砂等が頻繁に搬入、搬出されることから、有害物質が地下に浸透して、地下水から間接的に人が摂取するというよりも、風雨などにより人が皮膚や経口から直接摂取する可能性の方が高いと考えて、重金属などの9種類の物質について土壤含有量調査を実施することとした。

調査物質については、県も本市と同じ9種類に限定しており、また、県内で土地の汚染調査を実施している市は、14市あるが、14市すべて9種類の物質に限定している状況である。

なお、9種類以外の特定有害物質についても、搬入経路等の状況から市長が特に必要と認めた場合には、調査を行うこととしている。

次に、第20条では、土砂等の堆積を行う者だけでなく、土地所有者等に対しても、土砂等の流出、崩壊その他の災害を防止するために必要がある場合には、勧告や公表をすることができることとしている。

続いて、第24条から第28条においては、罰則規定を設け、違反者に対し、懲役又は罰金を科すものである。無許可での土砂等の堆積など、重大な違反者に対しましては、地方自治法第14条第3項で認められている条例で設けられる刑罰の上限を採用し、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金を科している。なお、これらの罰則規定については、昨年6月19日に、さいたま地方検察庁との協議を終了しており、指摘すべき問題点はないとの回答をいただいている。

次に、附則であるが、本条例案は、令和2年第1回市議会定例会に上程させていただき、令和2年10月1日から施行する予定である。

条例公布後、10月1日までの間は、周知期間であるので、本制度を広報、ホームページ等により周知するとともに、条例施行後、3か月間経過措置を設けているので、申請に漏れがないよう、既存の土砂等の堆積事業者に対しましては、個別に訪問するなど、制度の周知に努めてまいりたいと考えている。

本条例案の検討状況については、先ほど申し上げたが、昨年の6月19日にさいたま地方検察庁との協議が終了し、10月9日住み良い環境づくり連絡委員会、10月21日例規検討会を経て、11月6日の環境審議会において審議をいただいている。

最後に、本条例案については、令和元年11月1日から12月2日まで、パブリック

コメント及び職員コメントを実施したが、意見の提出はなかった。

以上が条例案の概要である。

(神田市長公室長)

1月7日に行われた政策調整会議の審議の概要について報告する。

まず、対象となる面積の上限が3,000㎡未満と3,000㎡以上に設定している自治体があるが、理由は何かという質問に対して、3,000㎡以上は、埼玉県条例で規制されているため、多くの自治体では県条例が適用されない3,000㎡未満について規制を行っている。しかし、保健所を設置する市は、県条例の適用除外となっていることから、3,000㎡以上についても市の条例で規制しているとの回答があった。

続いて、直近で条例を制定した白岡市は、下限を300㎡以上としているが、どのような理由からかとの質問に対して、白岡市は許可制ではなく届出制となっている。また、市街化調整区域の最低面積の扱いが300㎡となっていることや、白岡市の近隣の状況を勘案して決めたのではないかとの回答があった。

続いて、市内で規制対象となりうる場所は何箇所あるかに対して、500㎡以上の粉じん発生施設として埼玉県に届け出ている施設が4施設、県の土砂の条例により、3,000㎡以上として届け出ている施設が1施設で合計5施設あるとのことだった。

続いて、地権者が地面を底上げして倉庫を建てる場合は、許可の対象となるのかとの質問に対して、建築基準法が適用されるので本条例の適用除外にあたる。本条例は、建築基準法や農地法等の規制が適用されない場合などに対象となるとの回答があった。

続いて、規則で、土砂の高さととり面の勾配について規定されているが、他市と同程度なのかとの問いに対して、土砂の高さととり面の勾配の規定については、近隣市と同程度となっているとの回答があった。

続いて、罰則について量刑の設定はどのように行ったのかとの問いに対して、罰則規定は、無許可での堆積について、地方自治法により、上限として2年以下の懲役又は100万円以下の罰金として設定している。すでに、条例案は検察庁に確認いただいたとの回答があった。

続いて、先ほど担当課から詳細な説明があったが、下限を500㎡以上としている理由はあるかとの質問に対して、県の環境保全条例で届出が必要な粉じん発生施設は、500㎡以上が対象となっているので、下限を500㎡以上に合わせ、県と連携して指導等を行うことができることから500㎡以上としているとの回答があった。

続いて、既に稼働している場所や事業者への周知はどのように行うのかとの問いに対して、担当課からの説明であったとおり、3か月間の猶予期間で対応するとのことだった。

最後に、調査の対象として規則第22条に物質が列記されているが、限定している理由や取り扱いについての質問に対し、先ほどの担当課からの説明のとおり、基本的には、9種類の物質について土壌含有量調査を実施することとし、必要な場合には9種類以外の物質についても調査を行うこととするとの回答があった。

以上の質疑を経て、条文のずれ等の修正を行ったうえで、庁議に諮ることとなった。

【質疑等】

(富岡市長)

保健所設置市ではない桶川市が県条例の適用除外となっているのはなぜか。

(担当課：真中環境推進課専門員)

桶川市では、県が条例を制定する以前にすでに条例を制定し、3,000㎡以上の堆積場も規制していることから、県の規定により適用除外とされている。

【結果】

提案のとおり、決定する。

【閉会】